

南島原市監査委員公表第 1 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 5 年 3 月 1 日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 小 嶋 光 明

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者に対する監査

第2 監査の対象

- | | |
|---------|---------------|
| 1 指定管理者 | 社会福祉法人コスモス会 |
| 2 所管部課 | 地域振興部 観光振興課 |
| 3 施設 | 南島原市エコ・パーク論所原 |

第3 監査の着眼点

1 所管課関係

- (1) 団体の指定は、関係法令に根拠をおいているか。
 - ① 指定の手続き
 - ② 指定管理者が行う管理の基準及び業務範囲
 - ③ 利用料金及びその承認手続
- (2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- (4) 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または、指定管理者の費用で実施させていないか。
- (5) 指定管理者への指導監督は、適正に行われているか。

2 指定管理者関係

- (1) 協定等に基づく義務の履行は適切かつ効果的に行われているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 利用料金の取扱い
 - ④ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に行われているか。
また、点検結果で改善すべき事項があった場合、速やかに措置が講じられているか。
- (3) 事業報告書の提出は、期限内になされているか。
- (4) 施設の管理にかかる会計経理は適切に行われているか。
 - ① 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正か。
 - ② 領収書等の証拠書類の整備及び保存は適正か。
- (5) 協定書に改善又は変更等の必要は生じていないか。

第4 監査の主な実施内容

- 1 実施期間 令和4年10月18日から令和5年2月20日まで
- 2 範囲 令和元年度から令和3年度まで(3年間)の対象施設の管理にかかる事務の執行及び運営状況
- 3 方法 対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設の所管課に対し、監査調書及び関係書類の提出を求め、監査の着眼点に基づき検査照合による書類審査を行うとともに、令和4年11月22日に所管課職員立会いのもと、関係職員から説明を聴取し現地調査を行った。

第5 指定管理の概要

- 1 指定管理者 社会福祉法人コスモス会
 - (1) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日
 - (2) 指定管理料

令和3年度	5,300,000円
令和4年度	5,100,000円
令和5年度	4,900,000円(予定)
令和6年度	4,700,000円(予定)
令和7年度	4,500,000円(予定)
- 2 施設 南島原市エコ・パーク論所原
 - (1) 所在地 南島原市北有馬町丙4731番地2外
 - (2) 敷地面積 174,079 m²
 - (3) 建築面積 918.33 m²
 - (4) 開設年月日 平成17年7月20日
 - (5) 組織 職員 施設長外3名 (令和4年3月31日現在)
 - (6) 施設内容 ケビン5棟、農舎2棟、センターハウス(体験実習室、農作業体験実習室、農産物直売所、軽食・喫茶コーナー)、フラワー園、体験農園、ミニプラント、サニタリー2棟、炊事棟2棟、四阿2棟、炭焼小屋、堆肥倉庫、駐車場、芝広場、テントサイト25区画、車道兼用歩道、太陽光発電設備、合併浄化槽(109人槽)、夕日の丘
- 3 事業内容
 - (1) 心身のリフレッシュを促進するための事業
 - (2) 自然との共生と循環型社会を促進する事業
 - (3) 農業及び農産物の加工に関する知識、技術の普及を促進する事業
 - (4) 観光の振興に資する事業
 - (5) 前各号に掲げる事業のほか、施設の設置目的に資する事業

第6 利用客数及び料金収入状況

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染拡大により、利用客数の合計は年々減少している。特に直売所やその他（物販、体験事業等）の部門において顕著に表れている。利用料金の合計は、令和2年度は減少したものの、令和3年度には増加している。ケビンやキャンプサイト部門においては、コロナ禍前の令和元年度に比べ、特に増加しており、これは、1人キャンプ等の密を避けるアウトドアブームによるものである。

利用客数及び料金収入状況については、次のとおりである。

部 門	項 目	令和3年度	令和2年度	令和元年度
ケビン	利用客数（人）	2,839	2,561	3,156
	金額（円）	8,018,383	6,658,856	6,633,900
キャンプ サイト	利用客数（人）	5,871	4,852	4,608
	金額（円）	5,997,650	4,744,570	4,229,360
カフェ	利用客数（人）	7,225	6,999	7,061
	金額（円）	3,477,902	3,464,362	3,514,530
直売所	利用客数（人）	5,094	6,970	9,196
	金額（円）	1,557,093	1,679,682	1,520,487
その他	利用客数（人）	9,024	11,353	15,954
	金額（円）	4,194,197	3,726,051	4,784,642
合 計	利用客数（人）	30,053	32,735	39,975
	金額（円）	23,245,225	20,273,521	20,682,919

※その他…物販、体験、BDF（バイオディーゼル燃料）、農園管理事業

第7 決算状況

令和2年度の収入合計は2,654万2千円で、前年度に比べ84万9千円減少している。主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大による利用客の減少によるものである。令和3年度の収入合計は2,875万9千円で、前年度に比べ221万7千円増加している。主な要因は、少人数のキャンプ利用者の増加によるものである。

令和2年度の支出合計は2,480万1千円で、前年度に比べ175万5千円減少している。主な要因は、人件費の減によるものである。令和3年度の支出合計は2,844万9千円で、前年度に比べ364万8千円増加している。主な要因は、人件費、事業費における車両費、事務費における修繕費、車両運搬器具取得費の増によるものである。

決算については、令和2年度に収入が落ち込んだが、指定管理者の努力により支出を抑制し、3年連続黒字となっている。

決算状況は、次のとおりである。

【収入の部】

(単位：円)

費目	令和3年度	令和2年度	令和元年度
利用料収益	14,016,033	11,403,426	10,863,260
自主事業収益	9,229,192	8,870,095	9,819,659
受託事業収益 (うち指定管理料)	5,351,000 (5,300,000)	5,601,926 (5,550,926)	6,107,091 (6,005,091)
その他の事業収益	162,839	666,224	601,041
合計	28,759,064	26,541,671	27,391,051

【支出の部】

(単位：円)

費目	項目	令和3年度	令和2年度	令和元年度
人件費	職員給与	4,385,801	4,070,745	4,708,232
	法定福利費	723,792	415,708	538,933
	小計	5,109,593	4,486,453	5,247,165
事業費	本人支給費	7,147,324	6,513,131	6,188,649
	水道光熱費	2,796,660	2,543,285	2,629,867
	燃料費	186,619	216,367	454,385
	消耗器具備品費	113,846	324,505	719,811
	車両費	2,104,672	1,154,738	1,333,808
	雑費	175,694	16,577	542,894
	自主事業費	6,208,143	6,189,672	5,993,740
	小計	18,732,958	16,958,275	17,863,154
事務費	福利厚生費	18,498	31,290	12,474
	旅費交通費	0	0	6,880
	事務消耗品費	41,889	68,200	97,640
	印刷製本費	153,001	231,361	315,523
	燃料費	29,347	19,241	30,648
	修繕費	712,767	205,073	87,900
	通信運搬費	292,454	246,087	243,445
	広報費	127,874	139,506	278,781
	業務委託費	532,499	532,708	575,916
	手数料	398,224	13,649	390,246

保険料	192,440	221,000	180,890
賃借料	447,220	284,640	168,480
租税公課	1,279,683	899,918	992,446
保守料	19,000	437,770	29,000
渉外費	0	6,000	16,000
諸会費	12,000	20,000	20,000
車両運搬器具取得	350,000	0	0
小計	4,606,896	3,356,443	3,446,269
合 計	28,449,447	24,801,171	26,556,588

【 収 支 】

(単位：円)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
収 入	28,759,064	26,541,671	27,391,051
支 出	28,449,447	24,801,171	26,556,588
差引残高	309,617	1,740,500	834,463

第8 監査の結果

公の施設の指定管理者について、施設の管理及び運営が適正に行われているか、本書第3の監査の着眼点に基づき監査を行った。

おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部、改善及び検討を要する事項が見受けられた。以下に記述した指摘事項について、その措置を講じるよう要望する。

その他、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で指導したので記述を省略した。

1 団体に関する指摘事項

(1) 利用料金について

施設等の利用料金については、南島原市エコ・パーク条例（平成18年3月31日条例第137号。以下「条例」という。）第29条第5項において、「利用料金は、別表第2に定める利用料金の限度額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。」と規定している。しかしながら、一部の利用料金については条例で規定している料金を超えており、条例に違反しているため、所管課と十分協議され改善を図られたい。

2 所管課に関する指摘事項

(1) 利用料金について

上記「団体に関する指摘事項」(1)でも記載したが、一部の利用料金について

は条例で規定している料金を超えた額が設定されている。条例の規定を正しく認識するとともに、料金の設定を含めた団体の運営が適正に履行されているか指導監督に努められたい。

(2) 南島原市特定農地貸付規程（平成 18 年 3 月 31 日告示第 68 号）について

この規程に基づく市民農園の貸付については、管理業務の一環として指定管理者に委託されており、指定管理者を公募する際に示される指定管理者仕様書には、「指定管理者が行う管理の基準」の項目において、この規程を遵守して管理運営を実施するよう明記されている。しかし、「指定管理者が行う業務の範囲」の中には、市民農園の貸付については記載がない。所管課においては、指定管理者が行う業務の範囲のひとつとして、「市民農園（特定農地）の貸付に関する業務」を明確にすべきである。

また、この事業にあっては、近年実績がないため、その実態を調査し、本来の目的が達成できるよう規程の見直しも含めて検討されたい。

第 9 意見

前述した指摘事項に加え、今後の公の施設の管理及び運営に資するためにも次のとおり意見を述べる。

本施設は、雲仙天草国立公園内の敷地を利用しており、雄大な自然を眺望できる施設である。体験農園、フラワー園、動物小屋など自然や動植物とふれあう場所があり、また、太陽光発電による電力、生ごみの堆肥化による肥料、菜種搾油・廃食油プラントによる燃料（BDF）など、資源をエネルギーに循環させ、自然との共生及び循環型社会の推進を目指して運営されている。

コロナ禍で利用客が一時減少し、運営への打撃が懸念されたと思うが、密を避けたアウトドアブーム等により、利用客は増加傾向にある。指定管理者においては、職員の感染症予防研修の受講、「team NAGASAKI SAFETY」の取得、持続性抗ウイルスコーティングなど感染予防対策を徹底させ、安心できる施設利用に向け環境整備が行われていた。事業においても体験学習や音楽祭の実施、乗馬クラブの充実を図るなど、黒字経営に向けての努力が見受けられた。これらの施策の効果が市の財務会計上にも反映されており、令和元年に 600 万 5 千円であった指定管理料は、令和 3 年度には 530 万円となっている。さらに令和 7 年度まで年々 20 万円の減額が計画されており、指定管理料をできるだけ抑えて運営していきたいという指定管理者の意欲を評価したい。今後も、更なる利用客の増加に向け、環境に配慮した施設の PR に努められたい。

また、この施設は営業開始から現在 17 年が経過しており、老朽化等による施設や設備の修繕が必要となることが予想される。指定管理者、所管課ともに、各施設の状況を把握し、適正な管理及び運営に努められたい。

最後に、施設利用客にとって、安全安心かつ快適で利便性の高い施設の維持管理に努められ、前述した本施設の魅力をより一層発信し、本市の観光振興にご尽力いただくことを期待したい。